特定農薬の検討対象資材の使用実態の調査結果について

都道府県、有機認証団体等から特定農薬の検討対象資材の使用に関する情報を求めたと ころ、合同会合で未審議の資材について以下のとおり情報が提供された。

- 1 使用が報告されたもののうち、農薬としての使用と判断されるもの(4資材延べ5件 (別表1))
 - ・インドセンダンの実・樹皮・葉
 - ・甘草(マメ科カンゾウ)
 - ・酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液
 - ・ヒノキチオール、ヒバ油
- 2 使用が報告されているが、農薬の使用とは判断されなかったもの(5資材延べ24件(別 表 2))
 - インドセンダンの実・樹皮・葉
 - 米糠
 - ・ニンニク
 - 糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含 み、ソルビトール(ソルビット)は除く)
 - ・ショウガ

これら資材については以下の理由から、農薬の使用とは判断しなかった。

- ・肥料や土壌改良資材として用いられている。
- ・病害虫の防除のために使用されているか不明確である。
- ・当該資材で殺菌、除草するというものではなく、当該資材を利用する微生物が増殖 して土壌中や水中の環境が無酸素(還元)状態になることで、病原性の土壌微生物 等が減少・死滅するというものである。
- ・混合物として利用されたものであるため、検討対象資材そのものの農薬としての効 果が不明確である。
- 3 使用が報告されなかったもの(20 資材)
 - ・アミノ酸全般
 - ・インスタントコーヒー
 - ・カイネチン
 - ・弱毒ウイルス
 - ・ネギの地上部
 - ・ヒバの葉
 - ・苦棟皮(クレンピ:センダンの樹皮)・月桃(ショウガ科ゲットウ)
 - ・食用菌類(シイタケ、食用きのこ菌) ・食用天然ハーブ精油

・イギス海藻(サンゴ海藻)

- インドール酢酸
- ・粉ミルク (スキムミルクを含む)
- ・デキストリン
- ・ビール類酵母分解物
- ・ワサビ根茎

- ・陳皮(ミカンの皮)
- ・食用植物油(サラダ油を含みツバキ油を除く)
- ・酒類(ビール、ウィスキー、日本酒、ワイン)
- ・食用デンプン類(ばいれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン)

別表1 使用が報告されたもののうち、農薬としての使用と判断されるもの

資材の名称	情報 提供数	提供された情報の概要	判断理由
インドセンダ ンの実・樹 皮・葉	1件	水稲のイネミズゾウムシ防除の ために、田植え後、額面散布。	稲を害する昆虫の防除に用いられる殺虫剤に 該当する。
甘草(マメ 科カンゾウ)	1件	農作物全般の糸状菌による病 害対策のために、300~1000倍 希釈液を散布。	農作物を害する病害の防除に用いられる殺菌 剤に該当する。
酵母エキ ス、クエン 酸、塩化カ リウム混合 液	1件	茶の炭疽病防除のために、500~1000倍希釈液を散布。	茶を害する病害の防除のために用いられる殺菌 剤に該当する。
ヒノキチ オール、ヒ バ油(ヒノキ チオール)	1件	きゅうり、いちごのうどんこ病、 炭疽病、灰色かび病の防除の ために、使用。	きゅうり、いちごを害する病害の防除に用いられ る殺菌剤に該当する。
ヒノキチ オール、ヒ バ油(ヒバ 油)	1件	いちごの葉枯、炭疽病、トマト の灰色かび病、きゅうりのうど んこ病、炭疽病、褐斑病等の防 除のために、使用。	農作物を害する病害の防除に用いられる殺菌 剤に該当する。

別表2 使用が報告されているが、農薬の使用とは判断されなかったもの

		日に行うでもので、成果の反介	
資材の名称	情報提 供数	提供された情報の概要	判断理由
インドセンダ ンの実・樹 皮・葉	1件	インドセンダンの実・樹皮・葉、 木酢液、焼酎混合物。 有機農産物の日本農林規格別 表1のその他の <u>肥料及び土壌</u> 改良資材として使用。	提供された情報の通りの目的で使用される限り においては、農薬に該当しない。
インドセンダ ンの実・樹 皮・葉	2件	インドセンダンの実・樹皮・葉、 木酢液、焼酎、ニンニク、唐辛 子混合物。 有機農産物の日本農林規格別 表1のその他の <u>肥料及び土壌</u> 改良資材として使用。	提供された情報の通りの目的で使用される限り においては、農薬に該当しない。
インドセンダ ンの実・樹 皮・葉	2件	有機農産物の日本農林規格別表1のその他の <u>肥料及び土壌</u> 改良資材として使用。	提供された情報の通りの目的で使用される限りにおいては、農薬に該当しない。
インドセンダ ンの実・樹 皮・葉	1件	茶に1000倍希釈液を使用。	提供された情報には病害虫等に関する情報が ないため、農薬として用いられているのか不明 確。
米糠	2件	稲に <u>肥料として、田植え時に同</u> 時散布	提供された情報の通りの目的で使用される限り においては、農薬に該当しない。
米糠	1件	ほうれんそうの萎凋病防除のため、太陽熱消毒処理時に10a あたり700kgから1000kgを投入する(土壌還元消毒)。	本方法は米糠で殺菌するというものではなく、太陽熱消毒時に米糠を投入することでこれを利用する土壌微生物が増殖して酸素が消費され、土壌中の環境が無酸素(還元)状態になることで病原性の土壌微生物などが減少・死滅するというものである。このため、本方法で用いられる米糠は農薬ではないと判断される。
米糠	4件	水稲の除草のために、田植え時に同時散布。	本方法は米糠で除草するというものではなく、田植え時に米糠を水田中に投入することで、水中や土壌表面でこれを利用する微生物が増殖して、水田水が濁った結果、光合成ができなくなり、雑草の生育が阻害されるものである。また、微生物が増殖して、水田の土壌中に有機酸が増えたり、土壌が無酸素(還元)状態になった結果、雑草の発芽を抑制したり生育を阻害するというものである。このため、本方法で用いられる米糠は農薬ではないと判断される。
米糠	1件	畝間の土壌表面に米糠を散布 した後、乳酸菌を上から散布 し、分解を促進させ、除草。	本方法は米糠で除草するというものではなく土 壌表面に米糠を散布することで、土壌表面でこれを利用する微生物が増殖して、土壌に有機酸が増えたり、土壌が無酸素(還元)状態になった結果、雑草の発芽を抑制したり生育を阻害するというものである。このため、本方法で用いられる米糠は農薬ではないと判断される。

別表2 使用が報告されているが、農薬の使用とは判断されなかったもの(続き)

資材の名称	情報 提供数	提供された情報の概要	判断理由
ニンニク	2件	インドセンダンの実・樹皮・葉、 木酢液、焼酎、ニンニク、唐辛 子混合物。 有機農産物の日本農林規格別 表1のその他の <u>肥料及び土壌</u> 改良資材として使用。	提供された情報の通りの目的で使用される限り においては、農薬に該当しない。
ニンニク	1件	ニンニク、クエン酸混合物。 茶の害虫防除のために使用。	提供された情報によれば、当該資材は二ン二ク そのものではなく混合物であり、二ン二クの農薬 としての効果が不明確なので、農薬としての使 用とはしなかった。
ニンニク	2件	焼酎、ニンニク、糖類、唐辛子混合物。 茶のダニ、サンカクハマキ、ウンカ及びスリップス防除に200倍希釈液を散布。 茶の害虫防除のため、250~300倍希釈液を使用。	提供された情報によれば、当該資材はニンニク そのものではなく混合物であり、ニンニクの農薬 としての効果が不明確なので、農薬としての使 用とはしなかった。
ニンニク	1件	ニンニク、木酢液混合物。 芝生の蟻を防除するために3~ 4倍希釈液を蟻穴に流し込む。	提供された情報によれば、当該資材はニンニク そのものではなく混合物であり、ニンニクの農薬 としての効果が不明確なので、農薬としての使 用とはしなかった。
糖類 [※]	1件	黒砂糖を天恵緑汁(植物活性 酵素)の原料として使用。	提供された情報によれば、当該資材は糖類そのものではなく混合物であり、糖類の農薬としての効果が不明確なので、農薬としての使用とはしなかった。
糖類 [※]	2件	焼酎、ニンニク、糖類、唐辛子混合物。 茶のダニ、サンカクハマキ、ウンカ及びスリップス防除に200倍希釈液を散布)。 茶の害虫防除のため、250~300倍希釈液を使用。	提供された情報によれば、当該資材は糖類そのものではなく混合物であり、糖類の農薬としての効果が不明確なので、農薬としての使用とはしなかった。
ショウガ	1件	しょうが、やぶがらしの根、ドラゴンフルーツの葉を焼酎に漬け込んだもの。 柑橘樹の健康を守るために、1000倍希釈液を葉裏に散布。	提供された情報によれば、当該資材はショウガ そのものではなく混合物であり、ショウガの農薬 としての効果が不明確なので、農薬としての使 用とはしなかった。

※検討対象資材の名称は「糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。 トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く」であるが、表内では「糖類」という。

参考

農薬としての使用実態のある特定農薬検討対象資材のデータ提供状況等

○:指針に基づいたデータがある △:データはあるが、指針に基づいていない ▲:指針に基づいたデータがあるが、目安を満たしていない

	提出されたデータ								
資材名	薬効·薬害		安全性		環境			備考	
	薬効	薬害	急性 経口	90日 経口	変異 原性	魚類	ジコン	その他	
インドセンダンの 実・樹皮・葉	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	ı	※農林水産省又は環境省の事業。ニームオイル、ニームケーキ又はニーム葉煮沸液を供試。
甘草(マメ科カン ゾウ)	0	0	0	*	0	0	0	0	※食経験があるとして省略 ・甘草から抽出したもの。
酵母エキス、ク エン酸、塩化カリ ウム混合液	0	0	4	-*	-*	4	-*	0	※食経験がある等の理由から 省略 ・酵母エキス、クエン酸、塩化カ リウムを混合したもの。
ヒノキチオール、 ヒバ油(ヒノキチ オール)	0	0	0	0	0	•	•	0	
ヒノキチオール、 ヒバ油(ヒバ油)	A	0	0	-*	0	A	A	0	※ヒノキチオールを用いた試験 で代替できるとして、省略

※薬 効:薬効に関する資料

薬 害:薬害(農作物に関する安全性)に関する資料

急性経口:急性経口毒性試験

90日経口:90日間反復経口投与毒性試験

変異原性:変異原性試験(復帰突然変異試験)

魚 類:水産動植物(コイ、ヒメダカ等の魚類)に対する安全性に関する資料

ミジンコ:水産動植物(オオミジンコ等のミジンコ類)に対する安全性に関する資料

その他:暴露評価に関する試験(作業者暴露、作物残留及び環境残留)、評価対象資材に 含まれる物質の構造活性に関する資料、対象資材の概要又は物理的化学的性状

及び成分規格に関する資料